

## 3月21日「世界ダウン症の日」に関する国連決議文

＜4月2日「世界自閉症啓発デー」の国連決議文を参考に、(財)日本ダウン症協会広報出版委員会国際情報担当が翻訳＞  
総会により採択された決議＜第3委員会の報告（A/66/462/Add.1）に基づく＞

### 66/149 世界ダウン症の日

国連総会は、

2005年の世界サミット最終文書および国連ミレニアム宣言、ならびに、経済・社会および関連分野に関する主要な国連会議およびサミットの成果を想起し、

また、障害をもつ人が、他の人々と平等な人権と基本的自由の全面的享受はもとより、尊厳を確保し、自立を促進し、かつ、そのコミュニティへの積極的な参加を容易にする条件の中で、充実した人間らしい生活を享受すべきとし、また、国家が、社会全体において障害者についての認識を高めるために迅速、効果的かつ適切な手段を責任をもって講じることとした「障害者の権利に関する条約」も想起し、

すべての障害者のあらゆる人権および基本的自由の全面的実現を確保、促進することは、国際的に合意された開発目標の達成に欠かせないことを確認し、

ダウン症は、人間に常に起こってきた自然発生の染色体配列であり、人種、性別、社会経済的地位を問わず普遍的に存在し、全世界においておよそ800人に1人の割合で生まれ、知的障害と医療的な併発症を引き起こすものであるということを意識し、

世界のあらゆる地域でダウン症が広がり、高い罹患率に達していること、ならびに、その結果として、各国政府、非政府組織（NGO）および民間セクターが実施する長期的な保健医療、教育、訓練および介入プログラムを進展させるという課題があること、また家族やコミュニティ、社会に深刻な影響が及んでいることを深く憂慮し、

個人の成長と発達には、保健医療・早期の介入プログラム・インクルーシブな教育への十分なアクセス、ならびに適切な研究が不可欠であることを想起し、

本来の尊厳、社会の福利とコミュニティの多様性の推進者としての知的障害者の価値あるかつ貴重な貢献、および、その独自の選択をする自由を含む個人の自主性と独立の重要性を認識し、

1. 3月21日を「世界ダウン症デー」に指定し、これを2012年から毎年、記念することを決定する。
2. すべての加盟国、国連システムの関係機関その他の国際機関、ならびに、NGOおよび民間セク

ターを含む市民社会に対し、ダウン症に対する世論の認識を高めるため、「世界ダウン症の日」を適切に記念するよう働きかける。

3. 加盟国に対し家庭レベルを含む社会全体で、ダウン症の人に対する認識の向上を図る措置を講じるよう促す。
4. 事務総長に対し、本決議について、すべての加盟国および国連機関の注意を喚起するよう要請する。

第 89 回本会議 2011 年 12 月 19 日